

令和2年度 事業報告

公益財団法人香川県食鳥衛生検査センターでは、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、指定検査機関として次の事業を実施した。

1 法人運営

1) 会議の開催

- (1) 令和2年度第1回理事会(書面開催) 令和2年5月25日
 - ①令和元年度事業報告について
 - ②令和元年度決算について
 - ③業務規程の一部改正について
 - ④理事長及び常務理事の執行状況報告
 - ⑤評議委員会の決議
- (2) 令和2年度定時評議員会(書面開催) 令和元年6月15日
 - ①令和元年度庶務及び事業報告、決算報告について
 - ②令和2年度事業計画及び令和2年度予算書について
 - ③貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認について
 - ④理事の選任及び解任について
- (3) 令和2年度第2回理事会(書面開催) 令和3年2月16日
 - ①令和3年度事業計画(案)について
 - ②令和3年度予算(案)について
 - ③(公財)香川県食鳥衛生検査センター就業規程の一部改正について
 - ④理事長及び常務理事の執行状況報告について

2) 監査および公益法人検査の実施

- (1) 令和元年度内部監査 令和2年5月13日
公益財団法人香川県食鳥衛生検査センター 監事

2 公益事業の実施

1) 食鳥検査事業

香川県知事及び高松市長の委任を受けて、安全で衛生的な食鳥肉を確保するため、検査対象施設である県内2ヶ所の食鳥処理場に検査員を派遣して、食鳥検査を実施した。

(1) 検査員の配置

県内2か所の食鳥処理場に3名の検査員を配置し、延数765人の食鳥検査員を派遣し、検査を実施した。

(2) 検査羽数

令和2年度の検査羽数は4,069,489羽で、前年度に比べて405,496羽の減少となった。全体の検査羽数はブロイラーが100%を占めた。

(3) 食鳥検査の結果に基づく処分状況

ブロイラーの全部廃棄羽数(内臓摘出禁止と全部廃棄)は、35,476羽で、検査羽数に占める全部廃棄羽数の比率は0.87%であった。これを原因別にみると、主

として腹水症、大腸菌症、変性、削瘦及び発育不良、放血不良であった。依然として腹水症、大腸菌症が占める割合が高い状況にある。

一部廃棄羽数は、53,337羽で、検査羽数に占める一部廃棄羽数の比率は、1.31%であり、これを原因別にみると炎症、出血、変性であった。

(単位:羽)

種 類	ブ ロ イ ラ ー		
	4,069,489		
検 査 羽 数	4,069,489		
検査結果に基づく措置	禁 止	全部廃棄	一部廃棄
処 分 実 羽 数	8,121	27,355	53,337
マ レ ッ ク 病			
大 腸 菌 症		14,253	
変 性	1,431	1,566	3,125
腹 水 症	8	10,916	
出 血			9,206
炎 症		2	41,006
黄 疸		23	
削 瘦、発 育 不 良	6,464	589	
放 血 不 良	140	5	
湯 漬 過 度	78		
そ の 他		1	
廃 棄 率 (%)	0.20	0.67	1.31

2) 食鳥検査に関する調査研究

(1) 精密検査の実施

飼料から食鳥肉に移行するおそれのある抗菌性物質について、45検体の残留モニタリング検査を実施し、いずれの検体からも抗菌性物質は検出されなかった。

(2) 調査研究

食鳥処理施設における微生物制御のため、処理施設及び食鳥肉の細菌検査(カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌等)を105検体実施した。検査結果はすべて基準内であった。

3) 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザ迅速診断キットを常備し、最新情報等の共有化に努めた。また、高病原性鳥インフルエンザ対応指針に基づき、連絡体制等の再確認を行った。

4) 食鳥検査に関する研修と衛生指導等

(1) 検査員に対する研修

コロナ禍で各機関からの情報等を書面で周知を行うなど、知識の研鑽、情報の共有化を図った。指定検査機関が行う情報連絡会議及び、厚生労働省主催の食鳥肉衛生技術研修会なども書面開催となり、情報等を書面通知を行うことで、検

査員の技術の向上に努めた。

(2) 食鳥処理場に対する衛生指導

施設の衛生管理や食鳥肉の微生物汚染対策についての衛生指導を実施した。
また、HACCP の導入については、食肉衛生検査所の指導を受け、助言を行った。

(3) 全国食鳥指定検査機関協議会について

全国食鳥指定検査機関協議会の総会、情報連絡会議が書面通知となったため、情報の共有化に努めた。

5) 広報啓発事業

(1) 検査成績を各処理場にフィードバックし、生産農場の疾病対策及び衛生管理向上に努めた。

また、事業概要を作成し、関係機関に配布した。

(2) 情報公開の資料を整備し、消費者に対して鶏に関する情報提供をできるようにホームページの更新を行った。